

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は葛城市において、葛城市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し（戸籍の表示が記載されたものに限る。）、住民票（除票を含む。）記載事項証明書（戸籍の表示が記載されたものに限る。）、戸籍附票（除かれた附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、その事実について通知するものです。

<p>(注) 本人等＝（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者 （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属</p>
--

2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間が必要となりますので、その点ご了承ください。
3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付した証明書の種別、交付した通数及び交付を受けた第三者の種別（代理人又は第三者の別）です。交付を受けた第三者の氏名等は通知の対象となりません。通知の内容以外の情報が必要な場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法等」という。）に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。（ただし、開示請求が認められた場合においても、法の範囲内の情報が開示され、希望する情報がすべて開示されるとは限りません。）
また、要綱第7条により住民票の写し等を第三者に交付した場合でも、交付の請求の内容により通知の対象とならない場合もありますので、その点ご了承ください。
なお、通知の送付先については、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。
4. 事前登録を希望する人が、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
5. 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、この用紙と本人であることを明らかにする書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写しを同封して、葛城市役所新庄庁舎市民窓口課あてに送付願います。
6. 事前登録者が次のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止します。
 - ア. 死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき
 - イ. 所在不明で郵便物が送達されないとき
 - ウ. 日本国内に住所を有しなくなったとき
 - エ. 本人通知を希望する住民票の住所、氏名、本籍、筆頭者に変更が生じたとき
 - オ. 本人通知を希望する戸籍及び戸籍附票の氏名、本籍、筆頭者に変更が生じたとき
7. 転出、転居等により本人通知の送付先（上記エ及びオに該当する場合を除く。）や連絡先電話番号が、事前登録時の内容から変更が生じた場合は、届出が必要となります。